

# 参 考

# 1 阪神・淡路大震災復興フォローアップ委員会委員

(50音順・ワーキングチームメンバーは○印 平成21年1月現在)

〔委員〕

○ 磯辺 康子 (神戸新聞社編集委員)

市川 禮子 (社会福祉法人きらくえん理事長)

梶本 日出夫 (神戸市副市長)

加藤 恵正 (兵庫県立大学教授)

角野 幸博 (関西学院大学教授)

河野 昌弘 (西宮市副市長)

小林 郁雄 (特定非営利活動法人阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク代表)

立木 茂雄 (同志社大学教授)

○ 地主 敏樹 (神戸大学大学院教授)

○ 野崎 隆一 (特定非営利活動法人神戸まちづくり研究所理事兼事務局長)

○ 牧 紀男 (京都大学防災研究所准教授)

松原 一郎 (関西大学社会学部教授)

(座長)室崎 益輝 (関西学院大学教授)

○ 善積 康子 (三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)主任研究員)

〔顧問〕

新野 幸次郎 (財団法人神戸都市問題研究所理事長)

野尻 武敏 (財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構顧問)

河田 恵昭 (阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター長)

## 震災の教訓の再整理プロジェクトチーム

企画県民部参事(復興担当) 小島 寛

企画県民部防災企画局復興支援課

課長 足達 和則

支援推進参事 坂本 誠人

副課長 亀井 浩之

課長補佐兼復興調整係長 埴岡 昭平

復興調整係主査 松原 寿人

〃 石原 康範

〃 西島 健治

職員 末政 義人

## 2 阪神・淡路大震災の教訓等

阪神・淡路大震災の経験と教訓について、ホームページなどで入手できる主なものは次のとおり。

### 兵庫県

「阪神・淡路大震災の創造的復興」

復旧・復興の状況、復興計画、復興10年総括検証事業などを掲載。なお、巻末資料の年表に掲げている個別事業の概要については、資料編として作成し、平成21年度以降、ホームページに掲載する予定  
[http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd33/wd33\\_000000158.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd33/wd33_000000158.html)

### 神戸市

「震災資料室」

震災以降の神戸市の取り組みを年表形式で整理、記録写真・映像なども公開  
<http://www.city.kobe.jp/cityoffice/15/020/quake/>

### 内閣府

「阪神・淡路大震災教訓情報資料集」

内閣府が平成9～11年度に実施した調査結果を「阪神・淡路大震災教訓情報資料集データベース」として公開  
[http://www.bousai.go.jp/info/kyoukun/hanshin\\_awaji/index.html](http://www.bousai.go.jp/info/kyoukun/hanshin_awaji/index.html)

「阪神・淡路大震災の総括・検証に係る調査書」

内閣府が実施した調査。震災時の取り組み内容、震災の教訓を踏まえた取り組み内容等を国・県・市などの主体別に総合的にとりまとめ、調査シートとして公表  
<http://www.bousai.go.jp/kensho-hanshinawaji/>

### 総務省消防庁

「阪神・淡路大震災関連情報データベース」

阪神・淡路大震災に関するデータや消防防災機関の施策・事業、消防団等の防災活動の実施過程で蓄積されたデータを幅広く公開  
<http://sinsai.fdma.go.jp/search/>

### 神戸大学

「震災文庫」

震災に関わるあらゆる資料・文献、公刊物や文集・レジュメ・チラシ類まで公開  
<http://www.lib.kobe-u.ac.jp/eqb/>

### 人と防災未来センター

「阪神・淡路大震災教訓集」

震災から得られた貴重な教訓を整理してとりまとめ、4カ国語（日本語・英語・スペイン語・ロシア語）で公表  
<http://www.drinc.jp/kensyu/instructive.html>

## 協力機関（写真提供等）

内閣府  
文部科学省  
厚生労働省  
経済産業省  
国土交通省  
防衛省  
警察庁  
消防庁  
新潟県  
石川県  
兵庫県警察本部  
神戸市  
輪島市  
船橋市  
日本放送協会  
日本赤十字社  
阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター  
アジア防災センター  
兵庫県立舞子高等学校  
ひょうごボランティアプラザ  
財団法人 阪神・淡路大震災復興基金  
財団法人 ひょうご震災記念21世紀研究機構  
社団法人 プレハブ建築協会  
株式会社神戸新聞社  
西日本電信電話株式会社  
三ツ星ベルト株式会社  
旧居留地連絡協議会  
応急危険度判定協議会

# 卷末資料

# との取り組みの整理表—（総括表）

Ⅲ 復興前期 (恒久住宅移行期：平成 10 年 4 月～平成 12 年 3 月)	Ⅳ 復興後期 (本格復興期：平成 12 年 4 月～)
<ul style="list-style-type: none"> <li>被災地最後の仮設住宅解消</li> <li>全仮設住宅撤去工事完了</li> <li>災害復興公営住宅で整備されているコミュニティプラザを一般県営住宅にも設置</li> <li>災害復興グループハウス整備事業を支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者生活再建支援法が改正され居住安定支援制度を創設</li> <li>居住安定支援制度に対する県単独の補完制度の創設</li> <li>(財) 兵庫県住宅再建共済基金の設立</li> <li>兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）の創設</li> <li>フェニックス共済にマンション共用部分再建共済制度を新設</li> <li>被災者生活再建支援法が改正され用途を限定しない定額渡し切り方式に見直し</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>明石海峡大橋が開通</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>神戸市営地下鉄海岸線開通</li> <li>阪神高速道路北神戸線全線開通、神戸山手線一部（白川 JCT～神戸長田）開通</li> <li>JR 加古川線の電化高速化</li> <li>神戸空港開港、ポートライナー延伸</li> <li>関西国際空港 2 期開港</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者生活再建支援法の制定</li> <li>被災者自立支援金を支給</li> <li>震災・学校支援チーム（EARTH）を創設</li> <li>生活復興のための地域活動推進事業の実施</li> <li>復興住宅コミュニティプラザ活動支援事業の実施</li> <li>生活復興プログラムを策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>まちの保健室を開設</li> <li>SCS（高齢世帯生活援助員）の設置</li> <li>復興公営住宅等高齢者元気アップ支援事業の実施</li> <li>「兵庫県こころのケアセンター」を開設</li> <li>高齢者自立支援ひろばの創設</li> <li>県立舞子高校に環境防災科を設置</li> <li>兵庫県立芸術文化センターを開設</li> <li>生活復興協働プログラムを策定</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>被災地コミュニティ・ビジネス離陸応援事業の開始</li> <li>被災商店街空き店舗等活用支援事業の実施</li> <li>市街地再開発商業施設等入居促進事業の実施</li> <li>小規模事業者事業再開支援事業等の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>See 阪神・淡路キャンペーンの実施</li> <li>ひょうご経済・雇用再活性化プログラムの策定</li> <li>産業集積条例の施行</li> <li>淡路花博の開催</li> <li>ひょうご経済・雇用再生加速プログラムを策定</li> <li>(財) 阪神・淡路産業復興推進機構（HERO）が解散</li> <li>のじぎく兵庫国体の開催</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>県まちづくり基本条例を制定</li> <li>県まちづくり支援事業を創設</li> <li>空き地の環境整備、バザール設置等に助成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地区画整理事業地区内の利用促進事業の実施</li> <li>被災地花いっぱいモデル事業、空き地の緑化を推進</li> <li>まちの再発見運動の実施</li> <li>まちのにぎわいづくり一括助成事業を創設</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>県民ボランティア活動の促進に関する条例の施行</li> <li>被災者復興支援会議Ⅱが発足</li> <li>NPO と行政の生活復興会議が発足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者復興支援会議Ⅲが発足</li> <li>ひょうごボランティアプラザの開設</li> <li>NPO と行政の協働会議に改組</li> <li>県民の参画と協働の推進に関する条例の施行</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>西播磨広域防災拠点を整備</li> <li>野島断層保存館の開設</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>兵庫県災害対策センターの開設</li> <li>但馬、丹波、淡路、阪神南に広域防災拠点を整備</li> <li>兵庫県広域防災センターを整備</li> <li>兵庫県災害医療センターの開設</li> <li>人と防災未来センターの開設</li> <li>阪神・淡路大震災 10 周年のつどいの開催</li> <li>国連防災世界会議（兵庫・神戸会議）の開催</li> <li>実大三次元振動破壊実験施設（E-ディフェンス）の完成</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>阪神・淡路復興対策本部を解散</li> <li>阪神・淡路大震災復興関係省庁連絡会議を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>阪神・淡路大震災復興関係省庁連絡会議の開催</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>震災対策国際総合検証事業を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>阪神・淡路大震災復興本部を廃止</li> <li>復興推進会議・復興フォローアップ委員会を設置</li> <li>(財) ひょうご震災記念 21 世紀研究機構に改組</li> <li>後期 5 年推進プログラム（平成 12 年）、最終 3 年推進プログラム（平成 14 年）、3 年推進方策（平成 19 年）を策定・実施</li> <li>復興 10 年総括検証・提言事業を実施</li> </ul>

# 阪神・淡路大震災からの復興の道のり—ステージご

区分		I 緊急・応急対応期 (直後から避難所期：平成7年1月～平成7年8月)	II 復旧期 (仮設住宅期：平成7年9月～平成10年3月)
① 被災者を取り巻く生活基盤	住まい	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者は避難所に避難 (ピーク時：1月23日、1,153カ所、316,678人)</li> <li>応急仮設住宅を48,300戸整備、避難所を解消</li> <li>応急仮設住宅にふれあいセンターを設置</li> <li>避難所解消に向け公営住宅への一時入居を実施</li> <li>シルバーハウジングへL S A (生活援助員) を派遣</li> <li>被災直後に応急危険度判定を実施</li> <li>国庫補助事業で損壊家屋等を解体</li> <li>ひょうご住宅復興3カ年計画の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害復興公営住宅を38,600戸整備</li> <li>応急仮設住宅入居者調査を実施</li> <li>災害復興公営住宅を一元募集</li> <li>コレクティブハウジング等の建設</li> <li>住まい復興プログラムを策定</li> <li>がれきの処理を完了</li> </ul>
	インフラ	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフラインの復旧 電気(1月下旬)、電話・LPガス(1月末)、ガス・水道(4月中旬)、下水道(4月下旬)</li> <li>鉄道の復旧 神戸市営地下鉄(2月中旬)、JR在来線(4月)、JR新幹線(4月上旬)、阪神・阪急・山陽・神戸電鉄(6月)</li> <li>鉄道が復旧するまでの間は代替バスが運行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急インフラ整備3カ年計画の策定</li> <li>阪神高速道路全線復旧</li> <li>神戸港の全面復旧</li> <li>J R東西線開業、J R福知山線複線化、J R播但線の電化高速化等輸送力を強化</li> <li>山陽自動車道全線開通</li> </ul>
② くらし		<ul style="list-style-type: none"> <li>義援金を募集し第1次配分(2月)と第2次配分(5月)を実施</li> <li>緊急生活福祉資金(小口貸付)を開始</li> <li>災害弔慰金、災害見舞金の支給</li> <li>災害援護資金貸付の受付開始</li> <li>こころのケアセンターを開設</li> <li>すべての県立学校(2月中旬)、小中学校(2月下旬)で授業再開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>阪神・淡路大震災復興支援館の開館</li> <li>義援金の第3次配分(平成8年9月)を実施</li> <li>生活復興資金貸付を創設</li> <li>生活再建支援金、被災中高年恒久住宅自立支援金を創設し恒久住宅への移行を支援</li> <li>民間賃貸住宅の家賃負担の軽減措置を実施</li> <li>いきいき仕事塾等生きがいがいづくり関係事業の実施</li> <li>生活復興支援プログラムの策定</li> </ul>
③ 経済		<ul style="list-style-type: none"> <li>被災中小企業の復旧対策融資等の実施</li> <li>雇用調整助成金・失業給付の特例扱い</li> <li>中小企業総合相談所・総合労働相談所を開設</li> <li>仮設工場・仮設店舗が完成</li> <li>産業復興3カ年計画の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(財)阪神・淡路産業復興推進機構(HERO)の設置</li> <li>(財)新産業創造研究機構(NIRO)の設置</li> <li>神戸ルミナリエの開催</li> <li>県産業復興条例、神戸市神戸起業ゾーン条例の施行</li> <li>商店街・小売市場復興イベント開催支援事業の実施</li> <li>産業復興ベンチャーキャピタル制度の実施</li> <li>観光復興リレーイベントなど観光対策の実施</li> </ul>
④ まちづくり		<ul style="list-style-type: none"> <li>被災地に建築基準法に基づく建築制限実施</li> <li>被災市街地復興特別措置法施行</li> <li>復興都市計画の決定告示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>神戸東部新都心(H A T神戸)、西宮マリナパークシティ、南芦屋浜北部地区等でまちびらき</li> <li>景観ルネサンス・まちなみ保全事業の実施</li> </ul>
⑤ 地域づくり活動		<ul style="list-style-type: none"> <li>全国から138万人のボランティアが被災地で活動</li> <li>災害復興ボランティア活動事業補助を創設</li> <li>被災者復興支援会議が発足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活復興県民ネットが発足</li> <li>特定非営利活動促進法(NPO法)の制定</li> </ul>
⑥ 防災・減災		<ul style="list-style-type: none"> <li>災害救助法を10市10町に適用</li> <li>全国の消防、警察、自衛隊が救助活動等を展開</li> <li>救援物資の備蓄基地を4カ所に開設</li> <li>放送協定に基づきNHKなどで生活情報を発信</li> <li>臨時災害FM局を開局</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>知事直轄の危機管理専門職として防災監を設置</li> <li>災害救援専門ボランティア制度の創設</li> <li>県地域防災計画を全面修正</li> <li>フェニックス防災システムの運用開始</li> </ul>
⑦ 復興体制・復興計画	国	<ul style="list-style-type: none"> <li>兵庫県南部地震緊急対策本部を設置</li> <li>地震対策担当大臣を任命</li> <li>現地対策本部を兵庫県公館内に設置</li> <li>阪神・淡路復興委員会、阪神・淡路復興対策本部を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>阪神・淡路復興委員会の廃止</li> <li>国と県・神戸市との協議会の設置</li> </ul>
	県	<ul style="list-style-type: none"> <li>兵庫県南部地震災害対策総合本部を設置</li> <li>阪神・淡路大震災復興本部を設置</li> <li>震災復興総合相談センターで被災者相談を一元化</li> <li>阪神・淡路震災復興計画(フェニックス計画)の策定に着手</li> <li>都市再生戦略策定懇話会が阪神・淡路震災復興戦略ビジョンを提言</li> <li>(財)阪神・淡路大震災復興基金を設立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(財)阪神・淡路大震災記念協会を設立</li> <li>阪神・淡路震災復興計画を策定</li> <li>ひょうご住宅復興3カ年計画、産業復興3カ年計画、緊急インフラ整備3カ年計画の策定(再掲)</li> </ul>



# ① 被災者を取り巻く生活基盤（住まい・インフラ）

		I 緊急・応急対応期（直後から避難所期）																																												
		95年（平成7年）1月												95年（平成7年）2月												95年（平成7年）3月																				
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
被災者を取り巻く生活基盤	住まい	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県、災害救助法に基づく応急仮設住宅の建設を表明</li> <li>●県、被災市、第1次応急危険度判定開始</li> <li>●県、応急仮設住宅の工事着工               <ul style="list-style-type: none"> <li>●第2次応急危険度判定実施</li> <li>●避難者数がピークに達する(1,153カ所、316,678人)</li> <li>●公営住宅への一時入居開始                   <ul style="list-style-type: none"> <li>●県、「被災者用公営住宅等斡旋支援センター」を開設</li> <li>●近畿・中国・四国3ブロック各府県の公営住宅の斡旋受付窓口開設</li> </ul> </li> <li>●県、「総合住宅相談所」開設</li> <li>●県、「原則として希望者全員に応急仮設住宅を提供する」方針を決定（必要数30,000戸）</li> <li>●県、地域型仮設住宅の発注開始</li> </ul> </li> <li>●応急仮設住宅の入居開始（五色町）</li> <li>●神戸市、被災者用一時使用住宅の入居者募集を発表</li> <li>●神戸市、応急仮設住宅入居開始</li> <li>●神戸市、「建築相談ボランティアセンター」を設置</li> <li>●神戸市、神戸市災害復興住宅特別融資を実施</li> <li>●神戸市、災</li> <li>●損壊家屋等の解体が国庫補助事業として実施可能となる</li> <li>●県、「災害廃棄物の処理についての取扱方針」策定</li> <li>●倒壊家屋等の処理受付、一部市町で開始               <ul style="list-style-type: none"> <li>●県、「倒壊家屋等の解体・処理計画策定マニュアル」策定</li> <li>●神戸市、「神戸市災害廃棄物解体処理事業実施要領」策定</li> </ul> </li> <li>●神戸市、自費による解体撤去</li> </ul>																																												
	インフラ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●電気の応急復旧完了</li> <li>●鉄道事業者による代替バス運行開始</li> <li>●電話、LPガスが復旧完了</li> </ul>																																												

		III 復興前期（恒久住宅移行期）																																																											
		98年（平成10年）						99年（平成11年）						00年（平成12年）						01年（平成13年）						02年（平成14年）						03年（平成15年）																													
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
被災者を取り巻く生活基盤	住まい	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害復興公営住宅等全戸（38,600戸）着工済みとなる</li> <li>●被災地最後の旧待機所が解消</li> <li>●仮設住宅全入居者退去</li> <li>●復興基金、「高齢者住宅再建支援事業補助」受付開始</li> <li>●神戸市、仮設住宅撤去工事完了</li> <li>●県、仮設住宅の使用期限を98年9月まで再延長することを決定</li> <li>●県、撤去した仮設住宅を中国、フィリピンなど7カ国に無償提供すると発表</li> <li>●県、災害復興公営住宅の募集開始</li> <li>●県、「災害復興グループハウス整備事業」を実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>●県住宅供給公社、99年2月から「いきいき県住推進員制度」を開始すると発表</li> </ul> </li> <li>●県、災害復興公営住宅の当選を発表</li> <li>●県内初の都市型駐在所となる兵庫署キャナルタウン駐在所（神戸市兵庫区）が開所</li> <li>●県、仮設住宅の入居期限を99年3月まで再延長すると発表</li> <li>●神戸市、「恒久住宅移行プログラム」を策定               <ul style="list-style-type: none"> <li>●県、被災市町、仮設住宅を99年度中に全戸撤去する方針を固める</li> <li>●県、災害復興公営住宅の追加募集を発表</li> <li>●県、災害復興公営住宅に設置するコミュニティプラザを一般の県営住宅にも設置することを決定</li> </ul> </li> <li>●被災地外の仮設住宅入居者が完全解消</li> </ul>																																																											
	インフラ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●明石海峡大橋開通</li> <li>●神戸空港、起工式が実施される</li> <li>●神戸市営地下鉄海岸線開通</li> <li>●神戸港港島トンネル開通</li> </ul>																																																											

																															II 復旧期(仮設住宅期)														
95年(平成7年)4月															95年(平成7年)						96年(平成8年)						97年(平成9年)																		
22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
●神戸市、固定資産税等の減免決定															●「フェニックスステーション」を設置 ●応急仮設住宅巡回相談の実施						●県、「地域こころのケアセンター」を設置 ●神戸市、「市民福祉復興プラン」を策定 ●「阪神・淡路大震災復興支援館(フェニックスプラザ)」を開設																								
総合相談センターを設置															復興基金、被災地コミュニティプラザの設置・運営支援を開始● 復興基金、「民間防犯灯復旧費補助」の受付開始●						●県、「災害時地域医療マニュアル」を作成																								
●シルバーハウジングへL S A(生活援助員)派遣開始															●社会福祉協議会、「生活福祉資金(災害支援資金)」の貸付開始 社会福祉協議会、「生活福祉資金(転宅費)貸付金」受付開始● ●義援金の第2次配分を決定						●義援金の第3次配分(生活支援金)を決定																								
災害支援資金貸付金の受付開始(2次)●															●県、「被災者の生活支援対策」を発表● 「生活復興資金貸付」の受付開始● 「県外被災者用相談フリーダイヤル」開設●						●県、被災者に対する「生活再建支援金」創設を発表 「生活再建支援金」の受付開始● 「生活再建支援金」の支給開始● 「被災中高年恒久住宅自立支援金」の受付開始●																								
●県教育委員会、「教育復興担当教員」「スクールカウンセラー」の配置															●県、「生活復興資金貸付」貸付要件を緩和●						●県、「生活復興資金貸付」の限度額を引き上げ●																								
●県教育委員会、「防災教育検討委員会」を設置●															●復興基金、「文化財修理費助成事業補助」実施●						●復興基金、「被災地芸術文化活動事業補助」の実施●																								
復興基金、「被災地芸術文化活動事業補助」の実施●															●県、「福祉のまちづくり条例」の改正、施行●						●県、「生活復興支援詳細プログラム」を発表● 神戸市、「こうべ」の市民福祉総合計画(後期実施計画)策定●																								
●自然災害に対する国民的保障制度を求める国民会議)発足●															●「自然災害に対する国民的保障制度を求める兵庫県民会議」発足●						●神戸市、仮設住宅での孤独死を防止するため「緊急安否実態調査を実施」が開始●																								
被災した高齢者を対象とした「いきいき仕事塾」を開始●															●ふれあい交番相談員を配置						●県、「生活支援アドバイザー」制度を開始 ●「生活復興県民ネット」が発足																								
●復興基金、生活復興相談員の配置															●県、「生活復興相談員」を配置●						●県、健康アドバイザー事業を開始● ●復興基金、生活復興相談員の配置●																								
●復興基金、「コミュニティサポート支援事業」を開始															●県、「県・市町生活支援委員会」を設置●						●神戸市、被災失業者などを対象に市税の減免を発表●																								
●復興基金、「コミュニティサポート支援事業」を開始															●神戸市、被災失業者などを対象に市税の減免を発表●						●こうべ市民福祉振興協会、「被災高齢者向け終身生活資金貸付制度」開始●																								
●復興基金、「コミュニティサポート支援事業」を開始															●神戸市、被災失業者などを対象に市税の減免を発表●						●県・市町生活支援委員会、「支援者ノート」を発行、配布開始●																								
●復興基金、「コミュニティサポート支援事業」を開始															●神戸市、被災失業者などを対象に市税の減免を発表●						●県、「ひょうご手話通訳センター」を開設																								

IV 復興後期(本格復興期)																																											
成15年)					04年(平成16年)					05年(平成17年)					06年(平成18年)					07年(平成19年)					08年(平成20年)																		
5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
公営住宅団地コミュニティ調査を実施															●「兵庫県立聴覚障害者情報センター」を開設																												
して～」を策定																																											
02～ともに手をたすさえて～」を策定															●「兵庫県こころのケアセンター」を開設																												
」を開設															●復興基金、「高齢者自立支援ひろば設置事業」を創設																												
活用推進員)の養成を開始															●県、SCS(高齢世帯生活援助員)制度について、05年度以降も継続する考えを発表																												
復興基金、ガスメーター等を活用した高齢者見守りサービス普及促進事業の開始															●復興基金、「コミュニティサポート支援事業」を開始																												
ると発表															●県教育委員会、「阪神・淡路大震災に係る心のケア担当教員」を配置																												
を配置															●「兵庫県立芸術文化センター」を開設																												
「地域見守りネットワーク」への支援などを発表															●「いきいき仕事塾Ⅱ」を開始																												
気アップ活動支援事業」を開始															●県、「ひょうご家庭応援プログラム」を策定																												
災科」を設置															「ひょうご家庭応援県民運動」を開始●																												

② くらし

		I 緊急・応急対応期（直後から避難所期）																																			
		95年（平成7年）1月												95年（平成7年）2月												95年（平成7年）3月											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
くらし		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 救護所、避難所救護センターの設置               <ul style="list-style-type: none"> <li>● 県、生活福祉資金の特別貸付制度創設を決定</li> <li>● 県、国税の期限延長の告示                   <ul style="list-style-type: none"> <li>● 社会福祉協議会、「生活福祉資金(小口貸付)」の貸付開始</li> </ul> </li> <li>● 精神科救護所が設置</li> </ul> </li> <li>● 県警、「外国人相談コーナー」を開設               <ul style="list-style-type: none"> <li>● 県、「被災者福祉なんでも相談」を実施</li> <li>● 県立女性センター、「こころの相談」を実施</li> <li>● 県国際交流協会、「緊急外国人県民特別相談窓口」を開設</li> <li>● 県立生活科学センター、「消費生活特別相談」を実施</li> </ul> </li> <li>● 兵庫県南部地震災害義援金募集委員会を設置               <ul style="list-style-type: none"> <li>● 義援金の第1次配分を決定</li> <li>● 被災市町で「災害弔慰金」の支給手続き開始</li> </ul> </li> <li>● 県、「災害弔慰金」の相談開始               <ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害援護資金貸付金の受付開始（1次）                   <ul style="list-style-type: none"> <li>● 神戸市、雇災証明書発行と義援金交付申請開始</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>												<ul style="list-style-type: none"> <li>● 厚生省から、平成6年度の国民健康保険料について、減免措置を講じても差し支えない旨の通知</li> <li>● 厚生省から、国民健康保険料について、平成7年度分も引き続き減免措置を講じても差し支えない旨の通知</li> <li>● 県、震災復興</li> </ul>																							
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 文部省、被災地域の児童生徒等の転入学について通知</li> <li>● すべての県立学校で授業再開</li> </ul>												<ul style="list-style-type: none"> <li>● 神戸市、市立小・中学校全校再開</li> </ul>																							

		III 復興前期（恒久住宅移行期）																																																																					
		98年（平成10年）										99年（平成11年）										00年（平成12年）										01年（平成13年）										02年（平成14年）										03年（平成15年）																			
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
くらし		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県、「生活復興支援プログラム～ホップ・ステップ・ジャンプ元気応援プログラム～」を策定</li> <li>● 「学校防災マニュアル」が作成され、各学校へ配布</li> <li>● 「被災中高年恒久住宅自立支援金」の支給開始</li> <li>● 「被災者生活再建支援法」の制定</li> <li>● 「被災者自立支援金」の受付開始</li> <li>● 「被災者自立支援金」の支給開始</li> </ul>										<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県、「生活復興支援プログラム3」を策定</li> <li>● 県、「生活復興資金貸付」を1年間延長、00年3月まで受け付けると発表</li> <li>● 神戸市、税の減免、優遇措置などの延長、拡充措置</li> <li>● 震災遺児の支援施設としてあしなが育英会が進める「レインボーハウス」が竣工</li> <li>● 県、「こころのケア研究所」を設立</li> </ul>										<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県、「生活復興協働プログラム2000～住みつつたいいまちへ～」を策定</li> <li>● 県教育委員会、「ヘリテージマネージャー（歴史文化遺産）」を策定</li> <li>● 「まちの保健室」を開設</li> </ul>										<ul style="list-style-type: none"> <li>● 県、「災害復興</li> <li>● 県、「生活復興協働プログラム2001～一人ひとりが力を活かす～」を策定</li> <li>● 県、「生活復興協働プログラム2002～被災者自立支援金」の申請期限を05年3月まで延長</li> <li>● 復興基金、SCS（高齢世帯生活援助員）の配置や</li> </ul>										<ul style="list-style-type: none"> <li>● 兵庫県立美術館(芸術の館)</li> <li>● 「復興住宅コミュニティプラザ活動推進事業等の実施</li> <li>● 復興基金、「SCS(高齢世帯生活援助員)」の配置や</li> <li>● 復興基金、SCS（高齢世帯生活援助員）の配置や</li> </ul>																													
		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 神戸市、「神戸の生活再建支援プラン」の策定</li> <li>● 県、「ふるさとひょうごカムバックステイ応援事業」を開始</li> <li>● 県、「ふるさとひょうごカムバックプラン2」を策定</li> <li>● 「いきいきネットワーク」が発定</li> <li>● 県、「動物愛護センター」を設置</li> <li>● 県、「コミュニティづくり移動相談チーム」派遣事業を開始</li> <li>● 復興住宅コミュニティプラザ活動支援事業を開始</li> <li>● 復興基金、「震災復興公営住宅高齢者元</li> </ul>										<ul style="list-style-type: none"> <li>● 復興基金、SCS（高齢世帯生活援助員）の申請期限を05年3月まで延長</li> <li>● 復興基金、「ひょうごカムバックコール&amp;メール事業」を開始</li> <li>● 「生活復興資金貸付」の受付終了</li> <li>● 「生活復興資金貸付」の受付終了</li> <li>● 復興基金、「SCS(高齢世帯生活援助員)」の配置や</li> <li>● 復興基金、「SCS(高齢世帯生活援助員)」の配置や</li> </ul>										<ul style="list-style-type: none"> <li>● 復興基金、SCS（高齢世帯生活援助員）の申請期限を05年3月まで延長</li> <li>● 復興基金、「ひょうごカムバックコール&amp;メール事業」を開始</li> <li>● 復興基金、SCS（高齢世帯生活援助員）の配置や</li> <li>● 復興基金、SCS（高齢世帯生活援助員）の配置や</li> </ul>										<ul style="list-style-type: none"> <li>● 復興基金、SCS（高齢世帯生活援助員）の申請期限を05年3月まで延長</li> <li>● 復興基金、「ひょうごカムバックコール&amp;メール事業」を開始</li> <li>● 復興基金、SCS（高齢世帯生活援助員）の配置や</li> <li>● 復興基金、SCS（高齢世帯生活援助員）の配置や</li> </ul>																																							



③ 経済

		I 緊急・応急対応期（直後から避難所期）																																																						
		95年（平成7年）1月										95年（平成7年）2月										95年（平成7年）3月																																		
		17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
経済		●国、中小企業総合相談所を明石、尼崎、淡路地区に開設										●県、市町、商工会議所等からなる復興支援チームを神										●被災した保証限度																																		
		●国、政府系金融機関の「災害復旧資金」を創設										●県、「産業復興会議」を設置										●「中小企業緊急災害復旧資金」の創設、受付開始																																		
		●国、被災中小企業者に対する激甚指定並み融資を決定										●政府、商店街等の再建対策として、商店街振興組合等のアーケード等の再建に対する国庫補助と災										●観光関係者																																		
		●国、政府系金融機関の「災害復旧資金」の受付開始										●国、中小企業者に対する資金の融通、罹災者公営住宅建設事業に対する補助特例適用										●国、商店街・小売市場の被害状況把握を開始																																		
		●国、中小企業者に対する資金の融通、罹災者公営住宅建設事業に対する補助特例適用										●県、商店街・小売市場の被害状況把握を開始										●国、総合的な被災中小企業支援策を発表																																		
		●県、商店街・小売市場の被害状況把握を開始										●労働調整助成金の特例適用										●神戸市等に総合労働相談所を設置																																		
		●労働調整助成金の特例適用										●失業給付の特例支給										●労働省、就職内定取り消し回避について経営者団体に要請																																		
		●失業給付の特例支給										●労働保険料の納付期限延長																																												
		●労働保険料の納付期限延長										●労働省、就職内定取り消し回避について経営者団体に要請																																												
		●労働省、就職内定取り消し回避について経営者団体に要請																																																						

		III 復興前期（恒久住宅移行期）																																																														
		98年（平成10年）						99年（平成11年）						00年（平成12年）						01年（平成13年）						02年（平成14年）						03年																																
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
経済		●神戸市中央卸売市場東部市場の復旧工事が完了						●神戸市復興支援工場が供用開始						●県、「産業の集積による経						●「ひょうご経済・雇用再活性化ブログ						●「生きがいごとサポート																																						
		●復興基金、「被災商店街空き店舗等活用支援事業」を開始						●復興基金、「小規模事業者事業再開支援事業補助」を開始						●県、「総合経済・雇用対策推進本部」を設置						●県、神戸市、「中小企業緊急災害復旧資金」の返済据置期間を4年から5年に、融資期間も11年から12年に延長すると発表						●県、「緊急経済・雇用対策会議」を設置																																						
		●復興基金、「被災商店街空き店舗等活用支援事業」を開始						●復興基金、「小規模事業者事業再開支援事業補助」を開始						●復興基金、「被災地コミュニティ・ビジネス離陸応援事業」を開始						●県、連合兵庫、兵庫県経営者協会とともに「兵庫雇用対策第三者会議」を設置						●兵庫雇用対策第三者会議、「雇用創出・安定プラン」を策定																																						
		●復興基金、「被災商店街空き店舗等活用支援事業」を開始						●復興基金、「被災地コミュニティ・ビジネス離陸応援事業」を開始						●兵庫雇用対策第三者会議、「雇用創出・安定プラン」を策定						●兵庫雇用対策第三者会議、「兵庫型ワークシェアリングについての合意」を発表						●神戸市、「中小企業緊急災害復旧資金」の返済猶予期間、償還期間をそれぞれ1年間延長すること																																						
		●復興基金、「被災商店街空き店舗等活用支援事業」を開始						●復興基金、「被災地コミュニティ・ビジネス離陸応援事業」を開始						●兵庫雇用対策第三者会議、「兵庫型ワークシェアリングについての合意」を発表						●「淡路花博（ジャパンプローラ2000）」が開幕（～00年9月）						●復興基金、「復興市街地再開商業施設等入居促進事業」を開始																																						
		●復興基金、「被災商店街空き店舗等活用支援事業」を開始						●復興基金、「被災地コミュニティ・ビジネス離陸応援事業」を開始						●兵庫雇用対策第三者会議、「兵庫型ワークシェアリングについての合意」を発表						●復興基金、「復興市街地再開商業施設等入居促進事業」を開始						●復興基金、「被災市街地復興土地区画整理事業地区内土地利用促進事業」を開始																																						
		●復興基金、「被災商店街空き店舗等活用支援事業」を開始						●復興基金、「被災地コミュニティ・ビジネス離陸応援事業」を開始						●兵庫雇用対策第三者会議、「兵庫型ワークシェアリングについての合意」を発表						●復興基金、「復興市街地再開商業施設等入居促進事業」を開始						●神戸市復興支援工場が完成																																						
		●復興基金、「被災商店街空き店舗等活用支援事業」を開始						●復興基金、「被災地コミュニティ・ビジネス離陸応援事業」を開始						●兵庫雇用対策第三者会議、「兵庫型ワークシェアリングについての合意」を発表						●復興基金、「復興市街地再開商業施設等入居促進事業」を開始						●「See阪神・淡路キャンペーン」を実施（～02年3月）																																						
		●復興基金、「被災商店街空き店舗等活用支援事業」を開始						●復興基金、「被災地コミュニティ・ビジネス離陸応援事業」を開始						●兵庫雇用対策第三者会議、「兵庫型ワークシェアリングについての合意」を発表						●復興基金、「復興市街地再開商業施設等入居促進事業」を開始						●「つつのまちながた構想の核施設「シューズプラザ」が開設																																						
		●復興基金、「被災商店街空き店舗等活用支援事業」を開始						●復興基金、「被災地コミュニティ・ビジネス離陸応援事業」を開始						●兵庫雇用対策第三者会議、「兵庫型ワークシェアリングについての合意」を発表						●復興基金、「復興市街地再開商業施設等入居促進事業」を開始						●県、「生きがいごとサポートセンター」を県中央労働センターに開設																																						

																															II 復旧期 (仮設住宅期)														
95年 (平成7年) 4月															95年 (平成7年)						96年 (平成8年)						97年 (平成9年)																		
22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
審議会、都市計画案可決															●復興基金、「復興まちづくり支援事業」を創設																														
審議会、都市計画案可決 (町)															●県、「兵庫県防災都市都市マスタープラン」を策定																														
計画の決定告示															県、「防災まちづくりガイドライン」を策定●																														
															「ひょうごグリーンネットワーク」初の植樹を兵庫県公館で実施●																														
															「神戸まちづくり協議会連合会」が発足●																														
															神戸市鷹取東第一地区が復興土地区画整理事業の第1号として仮換地指定を実施●																														
宅供給公社、被災者への優遇分譲受付開始															宝塚駅前地区(花のみち)が復興市街地再開発事業の第1号として管理処分計画決定●																														
															●異人館「萌黄の館」が再開																														
(財)兵庫県都市整備協会内に「ひょうご都市づくりセンター」を設置●															異人館「風見鶏の館」が再開●																														
															兵庫県耐震判定基準の制定●																														
															県、既存建築物の耐震診断・改修を円滑に進めるため、「兵庫県耐震診断改修計画評価委員会」を設置●																														

IV 復興後期 (本格復興期)																																																							
成15年)					04年 (平成16年)					05年 (平成17年)					06年 (平成18年)					07年 (平成19年)					08年 (平成20年)																														
5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
●神戸市が進めてきた人工の小川が流れる都市計画道路「松本せせらぎ通り」が全通																																																							
事業完了 ●復興市街地再開発事業地区の「六甲道駅南第四地区(神戸市灘区)」で事業完了																																																							
復興市街地再開発事業の「仁川駅前地区(宝塚市)」が事業完了																																																							
●復興市街地再開発事業地区の「六甲道駅南第二地区(神戸市灘区)」で事業完了																																																							
区)」で事業完了 ●震災復興土地区画整理事業地区の「松本地区(神戸市兵庫区)」で事業完了																																																							
区)」で事業完了 ●震災復興土地区画整理事業地区の「芦屋西部第二地区(芦屋市)」で事業完了 ●震災復興土地区画整理																																																							
地区(神戸市灘区)」で事業完了 ●震災復興土地区画整理事業地区の「森南第三地区(神戸市東灘区)」で事業完了 事業地区の「鷹取第二																																																							
区(西宮市)」で事業完了 ●震災復興土地区画整理事業地区の「御西地区(神戸市長田区)」で事業完了 地区(神戸市須磨区)」																																																							
地区の「芦屋中央地区(芦屋市)」で事業完了 震災復興土地区画整理事業地区の「築地地区(尼崎市)」で事業完了● 区画整理事業地区の「湊川町1・2丁目地区(神戸市兵庫区)」で事業完了 ●震災復興土地区画整理事業地区の「六甲道駅西(北地区)(神戸市灘区)」で事業完了																																																							
復興土地区画整理事業地区の「森南第一地区、第二地区(神戸市東灘区)」で事業完了																																																							
震災復興土地区画整理事業地区の「御菅東地区(神戸市長田区)」で事業完了 震災復興土地区画整理 ●																																																							
●震災復興土地区画整理事業地区の「芦屋西部第一地区(芦屋市)」で事業完了 事業地区の「西宮北口																																																							
駅南第三地区(神戸市灘区)」の事業完了 駅北東地区(西宮市)」																																																							
市と「まちづくり協定」を締結 市東灘区)」が神戸市と「まちづくり協定」を締結 区画整理事業地区の「西宮北口																																																							
木南地区まちづくり協議会(神戸市東灘区)」が神戸市と「まちづくり協定」を締結 区画整理事業地区の「西宮北口																																																							
神戸・長田のまちづくり機関等が「神戸ながたコンベンション協議会」を設立 ●復興基金、「まちのにぎわいづくり-一括助成事業」を創設																																																							
パイロット事業、まちの再発見運動を開始																																																							
(財)兵庫県建設技術センターと(財)兵庫県都市整備協会が統合し、(財)兵庫県まちづくり技術センターを設立																																																							

# ④ まちづくり

I 緊急・応急対応期 (直後から避難所期)																																																
95年(平成7年)1月										95年(平成7年)2月										95年(平成7年)3月																												
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
										●神戸市、「震災復興市街地・住宅緊急整備の基本方針」を発表										●神戸市都市計画																												
										●建築基準法(第84条)に基づき、被災地における建築制限の区域を指定(神戸市、西宮市)										●県都市計画																												
										●建築基準法(第84条)に基づき、被災地における建築制限の区域を指定(芦屋市、宝塚市、北淡)																																						
										●神戸市、建築確認事務の一部を再開										●復興都市																												
										●神戸市、「被災市街地復興特別措置法」公布、施行																																						
										●神戸市、「震災復興緊急整備条例」を施行し、「震災復興促進地域」を指定										●神戸市住																												

III 復興前期 (恒久住宅移行期)																																																				
98年(平成10年)						99年(平成11年)						00年(平成12年)						01年(平成13年)						02年(平成14年)						03年(平成15年)																						
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5
●「被災市街地復興特別措置法」期限																																																				
●神戸東部新都心(HAT神戸)、西宮マリナパークシティ、南芦屋浜北部地区等でまちびらき										●復興市街地再開事業地区の「西宮北口駅北東地区(西宮市)」で																																										
●三宮センター街、アーケード完成記念式										●復興市街地再開事業地区の「売布神社駅前(宝塚市)」で事業完了										●復興市街地再開事業地区の「六甲道駅南第一地区(神戸市灘区)」で事業完了																																
										●復興市街地再開事業地区の「宝塚駅前第二工区(宝塚市)」で事業完了										●震災復興土地区画整理事業地区の「神前町2丁目北地区(神戸市灘)																																
										●震災復興土地区画整理事業地区の「鷹取東第一地区(神戸市長田)										●震災復興土地区画整理事業地区の「六甲道駅西(西)																																
										●震災復興土地区画整理事業地区の「森貝地										●震災復興土地区画整理事業																																
										●震災復興土地区画整理事業										●震災復興土地区画整理事業																																
●県、「まちづくり基本条例」の制定										●県、「まちづくり基本方針」を策定										●震災復興土地区画整理事業																																
●県、「まちづくり支援事業」を創設										●県、「人間サイズのまちづくり賞」を開始										●震災復興土地区画整理事業																																
●ひょうご都市づくりセンターが「ひょうごまちづくりセンター」に改称										●震災復興土地区画整理事業地区の「森貝地										●震災復興土地区画整理事業																																
●神戸市、「神戸市民の安全の推進に関する条例」を施行										●復興市街地再開事業地区の「六甲道										●復興市街地再開事業地区の「六甲道																																
										●(独)都市再生機構が「防災街区整備事業」を実施										●「大石南町まちづくり協議会(神戸市灘区)」が神戸																																
										●復興基金、空地の環境整備助成、バザール設置助成を開始										●復興基金、被災地空き地活用																																
										●復興基金、被災地空き地活用										●復興基金、被災地空き地活用																																

																															II 復旧期（仮設住宅期）															
95年（平成7年）4月															95年（平成7年）					96年（平成8年）					97年（平成9年）																					
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
ボランティア人数が延べ100万人に達する															●ボランティアの延べ人数が、約138万人にのぼった																															
災害復興ボランティア活動補助事業を創設●															●「被災者復興支援会議」が発足																															
い自立・ネットワーク」をテーマに「「阪神・淡路大震災」ありがとう															●「生活復興県民ネット」が発足																															
ティアの集い」を県庁で開催															●「阪神・淡路大震災地元NGO救援連絡会議」が 「阪神・淡路大震災「仮設」支援NGO連絡会」と「NGO外国人救援ネット」に改組																															
●震災後の市民活動の記録を残そうと															●「被災地復興支援会議」が発足																															
「震災・活動記録室」が発足															阪神・淡路大震災「仮設」支援NGO連絡会が、被災地の生きがい仕事● づくりとして「まけないぞう」事業をスタート																															
															●5カ国語のミニラジオ局「FMキューメン」が開局																															
															FMヨボセヨとFMキューメンが合併し「FMわいわい」が誕生●																															
															●県福祉センターに「学生ボランティアセンター」を開設																															
															●「兵庫県学生ボランティア協議会」が発足																															
															「コミュニティ・サポートセンター神戸」が設立●																															
															●「コレクティブ・ハウジング事業推進応援団」が発足																															
															「ランドスケープ復興支援会議（略称 阪神グリーンネット）」が発足●																															
															「神戸定住外国人支援センター」が発足●																															
															●「神戸アジアタウン推進協議会」が発足																															
															●「多文化共生センター」が発足																															
															●白地地域を対象に復興まちづくりの住民組織と専門家を支援する 「阪神・淡路ルネッサンスファンド(HAR基金)」が設立																															
															●被災地の問題に、市民が自発的に対処、解決する 一助として「阪神・淡路コミュニティ基金」が発立																															
															●「神戸復興塾」が発足																															
尼崎市域をエリアとするコミュニティ放送局「エフエムあまがさき」（愛称：FMあいあい）が開局●																																														
地域住民組織「がんばろう神戸」が「市民支援基金」の創設を決定●																																														
															「元気アップ神戸」市民運動推進協議会」が発足●																															
															●「阪神・淡路まちづくり支援機構」が発立																															

IV 復興後期（本格復興期）																																																								
（平成15年）					04年（平成16年）					05年（平成17年）					06年（平成18年）					07年（平成19年）					08年（平成20年）																															
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
一ブラザ」の開設															●被災した神戸市民が当時の経験などを伝える「市民のかけ橋 神戸から全国へ」が発足																																									
YOGON)」が発足																																																								
●県、「県民の参画と協働の推進に関する条例」を施行 ●「神戸の絆ネットワーク」が発足																																																								
政の協働会議」に改組 ●「NPO法人兵庫セルフセンター」を設立																																																								
7希望の灯り」が設立															●阪神高齢者・障害者支援ネットワークがNPO法人化																																									
ODE)」が発足																																																								
料の救出活動を続けてきた「歴史資料ネットワーク」がNGOとして発足																																																								
●阪神淡路大震災「1.17希望の灯り」が「震災モニュメント 東西交流ウォーク」を開催																																																								

## ⑤ 地域づくり活動

																															I 緊急・応急対応期（直後から避難所期）																			
94年（平成7年）1月															95年（平成7年）2月																95年（平成7年）3月																			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20			
地域づくり活動															●「阪神・淡路大震災地元NGO救援連絡会議」が発足															●震災から1カ月間の1日平均のボランティア人数が2万人にのぼった										●ボランティア										
															●「阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク」が発足																									●「ふれあ										
															●韓国・朝鮮語、日本語で震災情報を伝えるミニFM局「FMヨボセヨ」が開局																									ボランティア										
															●文化復興を目指した「アート・エイド・神戸」が発足																																			
															●「神戸長田高齢者・障害者支援ネットワーク」として活動																																			
															●地域ぐるみのコミュニティケアを目指す「東灘地域助け合いネットワーク」が発足																																			
															●県内社協がボランティアセンターネットワークづくりを開始																																			
															●県社協ボランティアセンターでの個別コーディネートを開始																																			
															●県外ボランティアの窓口を大阪に移管																																			
															●県社協、「兵庫県社会福祉協議会震災対策プロジェクト」に着手																																			
															●「被災地障害者支援センター」が発足																																			

																															III 復興前期（恒久住宅移行期）																															
98年（平成10年）										99年（平成11年）										00年（平成12年）										01年（平成13年）										02年（平成14年）										03年												
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
地域づくり活動																				●「被災者復興支援会議Ⅱ」が発足																				●「被災者復興支援会議Ⅲ」が発足										●「ひょうごボランティア												
										●「特定非営利活動促進法（NPO法）」の制定																														●「ひょうご市民活動協議会（H																						
																				●県、「県民ボランティア活動の促進に関する条例」を施行																				●「生活の場サポートセンターひょうご」を設立																						
																				●「NPO法人しみん基金・K O B E」が発足																				●NPOと行政の生活復興会議が、「NPOと行																						
										●松本地区まちづくり会社「CDC神戸」が設立																				●被災地NGO協働センターに加盟する20団体が										●NPO法人阪神淡路大震災「1.1																						
										●阪神・淡路大震災「仮設」支援NGO連絡会が																				「市民版生活支援センター」を設立										●「海外災害援助市民センター」（C																						
										「被災地NGO協働センター」に改称										●「NPOと行政の生活復興会議」が発足																				●被災した文化財や歴史資																						
										●「生活復興NPO情報アラザ」を開設										●「神戸まちづくり研究所」が設立										●「市民活動サポートセンター神戸」が設立																																
																				●被災地障害者支援センターが「NPO法人 拓人こうべ」に改組																																										

																															II 復旧期 (仮設住宅期)															
95年 (平成7年) 4月															95年 (平成7年)						96年 (平成8年)						97年 (平成9年)																			
21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
<p>の物資備蓄基地を閉鎖</p> <p>地を今後の余震に備えるために必要な毛布やビニールシート、防寒具を備蓄する基地と位置付け、民間倉庫会社へ管理委託を実施</p> <p>避難所緊急パトロール隊を50隊から30隊に再編 (第3次パトロール隊再編) ●</p> <p>避難所緊急パトロール隊業務を終了●</p> <p>いている小規模避難所への避難所緊急パトロール隊の巡回時間を短縮し、ルを抱える避難所への夜間パトロールを実施</p> <p>隊へ縮小 (第2次パトロール隊再編)</p> <p>開局</p>															<p>● 県内の自主防災組織の組織率 27.4%(被災直後)</p> <p>● 自衛隊が被災地から完全撤退(4/27)</p> <p>● 実動部隊の広域連携体制として、「広域緊急救助隊」、「緊急消防援助隊」を創設</p> <p>● 三木山森林公園基地を閉鎖</p> <p>● グリーンピア三木基地を閉鎖(4/30)</p> <p>県、フェニックス防災システムを利用した災害情報伝達訓練を実施●</p>						<p>● 「阪神・淡路大震災犠牲者追悼式」を開催</p> <p>● 県、フェニックス防災システムの運用開始</p> <p>● 県、「災害救援専門ボランティア制度(HEART PHOENIX)を創設</p> <p>● 県、知事直轄の危機管理専門職として「防災監」を設置</p> <p>● 県、近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定を締結</p>						<p>● 県、「地域防災計画」を全面修正</p> <p>● 県、岡山県・鳥取県と災害時相互応援に関する協定を締結</p> <p>● 県、全国都道府県の災害時の広域応援に関する協定を締結</p>																			
																																<p>県、新しい「広域災害・救急医療情報システム」を稼働●</p> <p>各災害拠点病院の救急部長等を「災害医療コーディネーター」に指定●</p> <p>兵庫県救急医療協議会で「トリアージタッグ」の県下統一様式を定め、関係機関に配布●</p> <p>近畿2府7県、滋賀県で初の合同防災訓練を実施●</p>												<p>県警、防災情報通信ネットワークの運用開始●</p> <p>防災資機材整備補助事業[緊急育成支援事業]を実施●</p>		

IV 復興後期 (本格復興期)																																																								
(平成15年)					04年 (平成16年)					05年 (平成17年)					06年 (平成18年)					07年 (平成19年)					08年 (平成20年)																															
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
<p>針」を作成</p> <p>ア活動支援指針」を作成</p> <p>・人道支援協議会(DRA)を設立</p> <p>● 阪神・淡路大震災クラスの災害を想定した「近畿府県合同防災訓練」を神戸市内で実施</p> <p>(防災未来館)」を開設</p> <p>● 「人と防災未来センター (ひと未来館)」を開設</p> <p>を設置</p> <p>～防災福祉コミュニティ全市大会」を開催</p>					<p>● 「兵庫県災害医療センター」を開設</p> <p>● 「兵庫県広域防災センター」を開設</p> <p>● 兵庫県防災会議、東南海・南海地震に備えた防災対策推進計画案を決定</p> <p>● 県、「東南海・南海地震防災対策推進計画」を作成</p> <p>● 県、「フェニックス防災システム」について、インターネットによる市民への情報提供開始</p> <p>● 「人と防災未来センター (ひと未来館)」を開設</p> <p>● 県、「ひょうご防災ネット」運用開始</p> <p>● 「防災土」が兵庫県から初めて2人認証される</p> <p>● 「ひょうご防災リーダー講座」が三木市の県立広域防災センターで開講</p>					<p>● 阪神・淡路大震災10周年のついで(「阪神・淡路大震災10周年追悼式典」、「1.17ひょうごメモリアルウォーク2005」)を開催</p> <p>● 国連防災世界会議を開催。「兵庫宣言」と「兵庫行動枠組」を採択</p> <p>● 「ひょうご安全の日を定める条例」が県議会で成立</p> <p>● 「ひょうご安全の日」を開設</p> <p>● 「国際防災復興協力機構」を設立</p> <p>● 県、「1.17は忘れない」地域防災訓練等を推進</p> <p>● 「1.17防災未来賞(ぼうさい甲子園)」を創設</p> <p>県、「防災力強化県民運動」の展開</p> <p>緊急地震速報の運用開始●</p> <p>● 県、「聴覚障害者災害等緊急時情報発信システム」の運用開始</p> <p>● 県、「ひょうごEネット」の運用開始</p> <p>● 「実大三次元振動破壊実験施設 (E-ディフェンス)」が完成</p> <p>● 県、県内市町と災害時相互応援に関する協定を締結</p> <p>● 県、新潟県と防災協力及び災害時相互応援に関する協定を締結</p> <p>● 県、「兵庫県耐震改修促進計画」を策定</p> <p>● 「防災土」が兵庫県から初めて2人認証される</p> <p>● 「ひょうご防災リーダー講座」が三木市の県立広域防災センターで開講</p>					<p>● 県、「淡路広域防災拠点」の供用開始</p> <p>● 県、「丹波広域防災拠点」の供用開始</p> <p>● 県、「阪神南広域防災拠点」の供用開始</p> <p>● 国連国際防災戦略(ISDR)兵庫事務所を開設</p> <p>● 国土交通省、「緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)」を創設</p>					<p>● 県内の自主防災組織の組織率 95.7%●</p>																																				

## ⑥ 防災・減災

I 緊急・応急対応期（直後から避難所期）																																																																			
94年（平成6年）1月														95年（平成7年）2月														95年（平成7年）3月																																							
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
●警察、消防による救助活動等の開始																																																																			
●県、自衛隊への派遣要請、自衛隊による救助活動開始																																																																			
●神戸市を皮切りに、被害の把握が可能となった市町から順次、災害救助法を適用（2/1までに10市10町）																																																																			
●災害対策本部長(知事)が食料や毛布の支援、被災者の救護を全国に向け発信																																																																			
●県消防学校に物資備蓄基地を開設														●三木山森林公園を物資備蓄第3基地として開設														●県消防学校																																							
●県警、「行方不明者相談所」を開設														●大阪空港を物資備蓄第4基地として開設																																																					
●県警、「兵庫県警察救急救護所」を設置																																																																			
●「地域防災計画による放送協定」に基づき、NHKラジオ、サンテレビ、AM神戸、Kiss-FMから定期的に生活情報を発信														●大阪空港基																																																					
●避難所緊急パトロール隊の編成														●避難者数が減少している垂水区、西区、北区の避難所緊急パトロール隊を減員														最終の集約																																							
●グリーンピア三木を物資備蓄第2基地として開設														依然として大規模避難所が多い灘区、兵庫区、長田区の隊員を増員する変更を実施																																																					
●県、「救護対策現地本部」を設置														（第1次パトロール隊再編）																																																					
●救護所、避難所救護センターを設置																												●治安が安定し、落ち着																																							
●県、「情報センター」を設置し、情報窓口を一元化																												大規模またはトラブル																																							
●県民への余震情報を提供するため、神戸市へ携帯ラジオ8,000台、阪神県民局へ5,000台を提供																												編成も100隊から50																																							
●阪神県民局へ携帯ラジオ1,000台、東播磨県民局へ500台、淡路県民局へ500台を提供																																																																			
●避難所生活者に必要な情報を盛り込んだ「震災ニュース」を発行																																																																			
														●被災者を中心とした県民向け臨時災害FM局「復興通信FM796フェニックス」を																																																					
														●県提供の通常のテレビやラジオの番組枠を順次復帰させ、全編震災関連情報の放送を開始(3/31まで)																																																					
														●全国紙5紙と神戸新聞に、義援金やボランティア活動への県民の感謝の気持ちを伝える																																																					
														知事メッセージを掲載し、一層の支援を要請																																																					

### 防災・減災

III 復興前期（恒久住宅移行期）																																																														
98年（平成10年）							99年（平成11年）							00年（平成12年）							01年（平成13年）							02年（平成14年）							03年																											
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
							●県、「西播磨広域防災拠点」の供用開始														●県、「但馬広域防災拠点」の供用開始																																									
●県、「阪神・淡路大震災記念追悼式」において														●「兵庫県災害対策センター」を開設																																																
「1.17」宣言を発表														●県、「避難所管理・運営の指針」の作成																																																
●「野島断層保存館」を開設														●国連人道問題調整事務所(OCHA)神戸事務所を開設														●県、「兵庫県災害弱者支援指																																		
							●(財)都市防災研究所、「アジア防災センター」を設立																					●県、「兵庫県災害ボランティ																																		
																																			●「国際防災																											
																																										●「人と防災未来センター																				
							●県、ラジオ関西と「防災情報の提供と放送に関する覚書」を締結																																																							
														●県、日本レスキュー協会と「災害時における災害救助犬の出动に関する協定」を締結																																																
														●県、ワシントン州と防災協力に関する合意書を締結																																																
																																																	●神戸市、市長直属の「危機管理監」													
																																																	●神戸市、地域防災を考える「防災のつどい													

### 防災・減災

																								II 復旧期 (仮設住宅期)																					
95年 (平成7年) 4月												95年 (平成7年)				96年 (平成8年)				97年 (平成9年)																									
22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
大震災復興本部を設置 ●「(財)阪神・淡路大震災復興基金」を設立 総合本部を「阪神・淡路大震災兵庫県災害対策本部」に改組 復興総合相談センター」を設置												●「阪神・淡路復興委員会」を廃止 ●「阪神・淡路復興委員会」の廃止を受け、国と県と神戸市との協議会を設置																																	
ジョン」を県に提言●												●県、「阪神・淡路震災復興計画-基本構想」を策定 ●神戸市、復興計画推進のため、「神戸市復興推進懇話会」を設置 ●県、「阪神・淡路震災復興計画(ひょうごフェニックス計画)」を策定 ●県、「ひょうご住宅復興3か年計画」を策定 ●県、「ひょうご住宅復興3か年計画」を改訂 ●県、「産業復興3か年計画」を策定 ●県、「緊急インフラ整備3か年計画」を策定 ●神戸市、「神戸市復興計画」を策定																																	
●県、「復興10年委員会」設置 復興計画後5か年推進プログラムフォローアップ委員会」を設置 ●神戸市災害対策本部を廃止												●県、「阪神・淡路大震災復興本部」を廃止 ●県、「阪神・淡路大震災復興推進会議」を設置(県土整備部に「住宅復興局」を設置) ●県、「復興フォローアップ委員会」を設置 ●県、住宅復興局を「復興局」に改組 ●(財)阪神・淡路大震災記念協会が「(財)ひょうご震災記念21世紀研究機構」に改組 ●日本災害復興学会が設立																																	
「阪神・淡路震災復興計画最終3か年推進プログラム」を策定 ●復興10年委員会が、「復興10年総括検証・提言事業」の最終報告書をとりまとめ ●復興10年委員会が、「復興10年総括検証・提言事業」最終報告書を県知事に提出 ●創造的復興フォーラムを開催し、「復興10年総括検証・提言事業」の結果を国内外に発信 ●神戸市復興・活性化推進懇話会、「復興の総括・検証」の報告書を神戸市長へ提出												●県、「復興の成果を県政に生かす3か年推進方策」を策定																																	

IV 復興後期 (本格復興期)																																											
成15年)				04年 (平成16年)				05年 (平成17年)				06年 (平成18年)				07年 (平成19年)				08年 (平成20年)																							
5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
●復興10年委員会が、「復興10年総括検証・提言事業」の最終報告書をとりまとめ												●復興10年委員会が、「復興10年総括検証・提言事業」最終報告書を県知事に提出																															
●創造的復興フォーラムを開催し、「復興10年総括検証・提言事業」の結果を国内外に発信												●神戸市復興・活性化推進懇話会、「復興の総括・検証」の報告書を神戸市長へ提出																															
●県、「復興の成果を県政に生かす3か年推進方策」を策定																																											

# ⑦ 復興体制・復興計画

		I 緊急・応急対応期（直後から避難所期）																																																																					
		95年（平成7年）1月										95年（平成7年）2月										95年（平成7年）3月																																																	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
復興体制・復興計画	国	●「兵庫県南部地震非常災害対策本部」を設置 ●「兵庫県南部地震緊急対策本部」を設置 ●現地対策本部を兵庫県公館に開設（21日閣議決定） ●「小里地震対策担当大臣特命室」を設置										●「阪神・淡路復興委員会」を設置 ●「阪神・淡路復興対策本部」を設置																																																											
	県・市	●「兵庫県南部地震災害対策本部」を設置 ●「兵庫県南部地震災害対策総合本部」へ改組 ●県、「産業復興会議」を設置 ●県警、「兵庫県警災害警備本部」を設置 ●「神戸市災害対策本部」の設置 ●「神戸市災害対策本部」の設置										●県、「都市再生戦略策定懇話会」を設置 ●「外国人県民復興会議」を設置 ●県、「ひょうご住宅復興会議」を設置 ●県、「保健医療福祉復興県民会議」を設置										●県、「阪神・淡路」 ●県、「災害対策」 ●県、「震災復																																																	
		●県、「阪神・淡路震災復興計画」策定を決定										都市再生戦略策定懇話会が「阪神・淡路震災復興戦略」																																																											

		II 復興前期（恒久住宅移行期）																																																																							
		98年（平成10年）					99年（平成11年）					00年（平成12年）					01年（平成13年）					02年（平成14年）					03年（平成15年）																																														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
復興体制・復興計画	国	●「阪神・淡路復興対策本部」を解散 ●「阪神・淡路大震災復興関係省庁連絡会議」を設置																																																																							
	県・市	●「被災者復興支援会議Ⅱ」が発足 ●県、「震災対策国際総合検証会議」を設置 ●神戸市、「神戸市復興・活性化推進懇話会」を設置 ●県、「阪神・淡路震災復興計画後5か年推進プログラム策定委員会」を設置																																																																							
		●県、「阪神・淡路震災復興計画推進方策」策定					●県、震災対策国際総合検証報告会で「震災対策国際総合検証事業」を発表					●兵庫県、					●県、「阪神・淡路震災復興計画後5か年推進プログラム」策定 ●神戸市、「復興計画推進プログラム」を策定																																																								

# むすびの言葉

どんな才能があっても、一人では書けない問題もあります。震災とその復興過程で被災者がうけた諸体験やそこから生れた色々な問題は、多くの人達の協力なしには絶対にその全貌にふれることが出来ません。本書は、阪神・淡路大震災復興フォローアップ委員会委員とそれを支えた事務局員など、実に多くの人達の2年間に亘る討議と努力の結果です。それでもなお、つけ加えたいことが山程残されていることはご了承頂きたいと思います。

震災は、それが起こった地域ごとに独特です。阪神・淡路大震災は、大都市直下型のものでした。そこで、この大震災の特性を把握した対策を考えるために、当時の貝原知事は、震災直後、全国から様々の分野の専門家を集めて「都市再生戦略策定懇話会」を設け、独自の復興の基本問題と戦略との提言を求めました。後に設けられた国の阪神・淡路復興委員会の代表者や有力委員にこの懇話会委員が就任されたことは、これからの各地域での震災復興案のつくり方を示唆することになりました。

また、災害救助法はあっても、震災復興法がなく、市街地の区画整理一つでも、既存の法令に依拠した形でなければならなかったことの反省から、震災復興法制定の必要性が自覚され、同法制定運動を起す契機ともなりました。更に、復旧型の法令のもとでは、どれだけ真摯かつ英知を働かせても、被災者の皆さんの実態から生れる願望とのズレが生れます。そこで、兵庫県では、このズレを把握し、創造的復興を試みるために、「被災者復興支援会議」を設けましたが、それが大活躍をし、阪神・淡路大震災の復興を他に比べて特徴のある形にする一つになりました。復興基金の設立およびそれによるフェニックスプラザの建設とそれを通じての情報発信と各種ボランティア活動への支援も、その後のNPO法成立の契機となっただけでなく、県政および各市町などへの県民・市町民の参画と協働をより強く促進することになりました。

最初に申し上げましたように、本書は決して完全ではありません。しかし、これはあの大地震に苦しんだ私たちを力強く支援して頂いた全国の皆さんへの私たちの細やかなお返しの一つです。

# あとがき

阪神・淡路大震災は、史上初めての近代都市直下型の大地震であり、世界一の長寿社会を揺るがした大災害であった。

震災は、快適な都市生活を一瞬に壊滅させ、合理的ではあるが個々人の孤立した近代都市生活の、さらには自然から離れた近代文明の、その脆弱さを露わにした。人はまた、いのちの大切さとともに、人間に決定的なのは物よりも心であることを思い知らされた。さらに、家族や地域の共同体、つまりコミュニティのもつ危機管理機能や福祉機能とともに、ボランティア活動の可能性とわが国でのその潜在力を明らかにした。

このような震災からのさまざまな教訓に対して、復興過程でも、被災者生活再建支援法の制定、福祉・環境・家族等の分野での県民運動の推進やボランティア活動の支援などソフト面では、さまざまな取り組みが行われ一定の成果をあげてきた。

しかし、ハード面、とりわけ21世紀に向けた近代都市のあり方という観点からは、残された課題も少なくない。例えば、都市基盤の復旧が急がれるなか、都心部の主要幹線道路の地下道化、ライフラインの共同溝化、地下貯水池の整備等の地下空間の利用をはじめ未来都市に向けた発想の転換を示す諸提案はほとんど全く実現していない。

本書は、震災からの復旧・復興の過程で行われたこと、学んだことを100の教訓項目として後世に伝えようとするものであるが、何が、どうして、やれなかったのか、ということも課題として認識しておく必要がある。

今後、自然災害からの復興に取り組むこととなった地域では、単に被災前の状態に戻す復旧だけでなく、21世紀にふさわしい近代都市の実現に向けて「創造的」な復興に取り組んでいただくことを切に期待したい。

財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構顧問

野尻 武敏

# 伝える

—阪神・淡路大震災の教訓—

---

2009年3月22日 初版発行  
2009年6月20日 再版発行

監 修 阪神・淡路大震災復興フォローアップ委員会  
編 集 兵 庫 県  
発 行 株式会社 **ぎょうせい**